平成２３年度水産予算概算決定の概要

平成22年12月
水　産　庁

事　　項	平成22年度予算額	平成23年度 概算決定額	対前年度比
	百万円	百万円	%
一般会計合計	181,867	200,221	110.1
非公共（計）	97,551	125,972	129.1
公共（計）	84,316	74,249	88.1
一般公共	83,203	73,136	87.9
水産基盤整備	82,227	72,367	88.0
漁港海岸	976	769	78.8
災害復旧	1,113	1,113	100.0

（注）上記のほか、水産基盤整備、漁港海岸については、
・農山漁村地域整備交付金（318[1,408]億円）
・地域自主戦略交付金（仮称）（5,120億円（内閣府計上））
の活用による整備が可能
※[]書きは、地域自主戦略交付金への拠出額を含む金額

平成23年度水産関係予算の主要事項

（単位：百万円）

	23年度 決定額 [22年度 当初予算額]	P
資源管理・漁業所得補償対策 〔資源管理に取り組む漁業者に対する減収補填等を実施〕	51,818(10,192)	1
漁業金融対策 〔漁業者向け無担保・無保証人型の融資等の推進〕	1,900(1,158)	4
漁船漁業・担い手確保対策事業 〔漁業就業相談会の開催、高性能漁船等の導入〕	918(2,330)	7
漁場環境保全・被害対策事業 〔大型クラゲ等有害生物対策、藻場・干潟保全活動を支援〕	5,049(12,764)	9
赤潮・磯焼け緊急対策 〔赤潮などで悪化する沿岸漁場の環境を改善〕	5,100(0)	11
増養殖対策 〔種苗の適地放流、クロマグロ養殖の技術開発〕	1,198(1,637)	14
資源調査・資源管理等 〔資源調査の実施、国際的な資源管理体制の強化〕	3,663(3,811)	15
漁村の活性化・再生支援 〔活力ある漁村づくりの推進、離島漁業再生活動を支援〕	1,452(1,516)	16
水産物加工・流通対策事業 〔国産水産物の供給の平準化、品質管理体制の構築〕	651(1,666)	18
強い水産業づくり交付金 〔漁村の６次産業化を通じた産地水産業の強化〕	3,552(5,045)	20
技術開発・普及推進事業 〔漁船の安全性向上、地球温暖化対策等の技術開発・普及〕	524(1,090)	21
水産基盤整備事業【公共】 〔水産環境整備と拠点漁港の衛生管理対策の重点実施〕	72,367(82,227)	23

資源管理・漁業所得補償対策

【５１，８１８（１０，１９２）百万円】

対策のポイント

適切な資源管理と漁業経営の安定を図り、国民への水産物の安定供給を確保するため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、漁業共済・積立ぷらすの仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を構築し、コスト対策であるセーフティーネット事業と組み合わせ、総合的な漁業所得補償を実現します。

＜背景／課題＞

・漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持していくためには、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現していくことが必要です。

・近年、燃油・養殖用配合飼料価格の高騰により漁業者の経営に大きな影響が出ており、価格高騰の影響を緩和するためのセーフティーネット対策を整備することが必要です。

政策目標

資源管理・漁業所得補償対策のもとで資源管理に取り組む漁業者による漁業生産の割合　70%（平成23年度）

＜主な内容＞

１．資源管理に取り組む漁業者に対する補助

漁業共済・積立ぷらすの仕組みを活用し、漁業者による資源管理の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収補填をします。

漁業収入安定対策事業　３９，９６８（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：全国漁業共済組合連合会

２．資源管理指針策定・資源管理計画履行確認等に対する支援

都道府県が行う「資源管理指針」の策定、漁業者への支援に際して行う資源管理要件の履行確認等において重要な役割を担う資源管理協議会（仮称）の開催等に必要な経費を助成します。

資源管理体制推進事業　５７８（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：資源管理協議会（仮称）

３．資源管理計画等の推進に対する支援

資源管理計画等の推進のための漁業者協議会の開催等に必要な経費を助成します。

資源管理指針等推進事業　８６（０）百万円
補助率：定額、１／２
事業実施主体：民間団体等

４．漁業共済の加入漁業者に対する助成

漁業災害補償法に基づき、災害等による損害を補填する漁業共済の加入漁業者に対して国庫補助をします。

漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入（漁業共済保険勘定繰入分）
１０，３７０（８，２３７）百万円
補助率：定率
事業実施主体：国（漁船再保険及び漁業共済保険特別会計）

５．燃油・養殖用配合飼料の価格高騰対策

漁業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が急騰したときに補填金を交付します。

漁業経営セーフティーネット構築事業　８１７（１，９５５）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

１、４の事業	水産庁漁業保険管理官	（０３－６７４４－２３５５（直））
２、３の事業	水産庁管理課	（０３－３５０２－８４３７（直））
５の事業	水産庁企画課	（０３－６７４４－２３４１（直））

資源管理・漁業所得補償対策の概要

【平成23年度概算決定額　51，818百万円】

ポイント

○　国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせて、総合的な所得補償制度を構築。

○　漁業共済の対象となっている漁業種類（沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業）を対象。

資源管理・収入安定対策

資源管理への取組

- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者（団体）が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施
- 養殖の場合、漁場改善の観点から、持続的養殖生産確保法に基づき、漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守

資源管理・収入安定対策を実施

- ✓ 基準収入（注）から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」（原則8割まで）、「積立ぷらす」（原則9割まで）により減収を補填
- ✓ 漁業共済・積立ぷらすの仕組みを活用して、資源管理の取組に対する補助を実施。
  - ※ 補助額は、漁業共済掛金の30%（平均）、積立ぷらすの積立金（漁業者1：国3）の国庫負担分に相当。
- ✓ このほか、積立ぷらすの加入要件を緩和

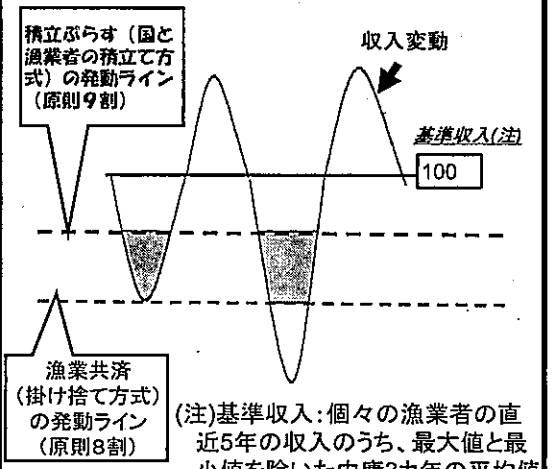

(注)基準収入：個々の漁業者の直近5年の収入のうち、最大値と最小値を除いた中庸3カ年の平均値

コスト対策

資金の積立

- 漁業者と国が1：1の割合で資金を積立

価格高騰の場合に補填

- ✓ 原油価格・配合飼料原料価格が、直前2年間の平均価格の115%を超えた場合、超えた分を補填

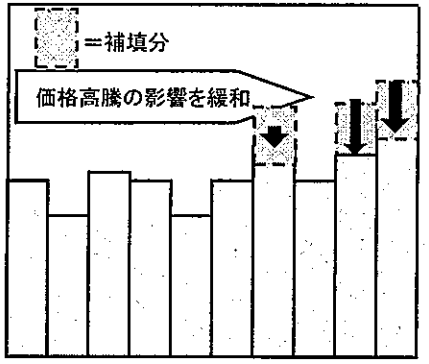

※　平成22年度より導入済みの「漁業経営セーフティーネット構築事業」の仕組みを活用

漁業金融対策

【１，９００（１，１５８）百万円】

対策のポイント

・保証人を不要、担保は漁船等のみとする融資を推進するための保証に対する支援など無担保・無保証人型融資を促進します。
・漁船・養殖施設整備等を行う漁業者への融資に対する利子助成（実質無利子化）を行います。

＜背景／課題＞

・資源状況の悪化や漁業資材価格の高騰など厳しい経営環境が続く中、能力と意欲のある漁業者が資金を円滑に調達できる環境の確保を図り、積極的な設備投資を推進する必要があります。

政策目標

漁業経営に必要な資金の融通の円滑化

＜主な内容＞

１．無担保・無保証人型の融資の推進

（１）無保証人型漁業融資促進事業　　７５４（０）百万円

積極的な設備投資等を推進するため、保証人を不要、担保は漁業関係資産（漁船等）以外は新たに求めないこととするとともに、漁業収入からのみ返済を求めるタイプの融資を推進するための保証支援を行います。

保証枠：６４０億円
補助率：定額
事業実施主体：漁業信用基金協会，（独）農林漁業信用基金

（２）漁業経営改善支援資金融資推進事業　　３２３（０）百万円

認定漁業者の経営改善を推進するため、漁業経営改善支援資金について、新たに無担保・無保証人融資が可能となる融資制度の構築に必要な額を(株)日本政策金融公庫に出資します。

融資枠：６０億円
補助率：定額
事業実施主体：(株)日本政策金融公庫

２．無利子融資の推進

（１）漁船・養殖施設整備等利子補給事業　　１６９（１６５）百万円

認定漁業者が、漁船の建造、取得、養殖施設等の取得、種苗の購入等を行うため、日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金を借りた場合、利子を助成（最大２％まで）することにより、金利負担の軽減（実質無利子化）を図ります。

融資枠：６０億円
補助率：定率
事業実施主体：民間団体等

（２）沿岸漁業改善資金造成費補助金　　９（１０）百万円

沿岸漁業従事者等が自主的にその経営や生活の改善等を行うことを積極的に助長するため、都道府県の特別会計に資金造成を行い、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を無利子で貸付けます。

補助率：２／３以内
事業実施主体：都道府県

３．短期運転資金融資の推進

漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業　　３６（０）百万円

認定漁業者等の経営改善を推進するため、低利の短期運転資金が円滑に融通されるよう、漁業信用基金協会による金融機関からの原資供給資金の借入に対し利子補給を行います。

融資枠：５０億円
補助率：定額
事業実施主体：漁業信用基金協会

お問い合わせ先：
２．（２）の事業以外　水産庁水産経営課（０３－３５０２－８４１８（直））
２．（２）の事業　　水産庁研究指導課（０３－６７４４－２３７４（直））

漁業金融対策【平成23年度概算決定額　1,900百万円】

○　積極的な設備投資等を推進するため、保証人を不要、担保は漁船等のみとする融資を推進するための保証に対する支援など無担保・無保証人型の融資を促進
○　１漁業者当たりの保証上限をなくすことにより、多様な資金ニーズに適切に対応
○　その他無利子融資など、漁業者が経営改善に取り組むため、必要な資金の融通円滑化を推進

＜無保証人型の融資の推進（民間資金支援）＞

1．無保証人型漁業融資促進事業　　754百万円（0）【保証枠　640億円】
積極的な設備投資等を推進するため、保証人不要、担保は漁業関係資産（漁船等）以外は新たに求めないこととするとともに、漁業収入からのみ返済を求めるタイプの融資を推進するための保証支援【漁業緊急保証対策（平成21年度～22年度）の後継事業】

○事業の内容
- 保証保険機関に対して、無保証人、担保限定による回収減少分を国が補填する
- １漁業者当たりの保証の限度額は設けない
- 事業期間　５年間（平成23～27年度）

→保証の促進

○本事業による効果
- 担保や保証人の提供が困難な中小漁業者への融資・保証が促進され、漁船建造などが行いやすくなる

＜無担保・無保証人型の融資の推進（公庫資金支援）＞

2．漁業経営改善支援資金融資推進事業　　323百万円（0）
漁業経営改善支援資金について、新たに無担保・無保証人融資が可能となる融資制度の構築に必要な額を日本政策金融公庫に出資

【対象資金枠】
- 23年度融資枠：60億円
- 融資対象者：漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者
- 融資対象施設：漁船建造・取得・改造、漁業用施設、漁具及び長期運転資金

＜無利子融資の推進＞

○　漁船・養殖施設整備等利子補給事業
169百万円（165百万円）
- 漁船・養殖施設整備等を行う認定漁業者に対し、最大2%の利子助成（実質無利子化）
- 無利子化期間　原則5年（漁船：10年）
- 運転資金を対象に追加

【助成対象融資枠60億円：公庫30億円、近代化30億円】

○　沿岸漁業改善資金造成費補助金
9百万円（10百万円）
都道府県が沿岸漁業従事者等に無利子貸付けを行うための資金造成に対する助成

＜短期運転資金融資の推進＞

○　漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業　　36百万円（0）
低利短期資金が円滑に融通されるよう、漁業信用基金協会による金融機関からの原資供給資金の借入に対し利子補給

漁船漁業・担い手確保対策事業

【９１８（２，３３０）百万円】

対策のポイント

・人材の育成・確保や漁船の安全操業の確保を通じて、持続的に漁業活動を担い得る漁業経営を育成します。
・資源管理のための減船を支援するほか、高性能漁船の導入等による漁船漁業の収益性向上等に向けた取組の支援を通じ、持続的な漁業生産構造を確立します。

＜背景／課題＞

・漁業就業者は、約２０万人まで減少し、６５歳以上が約４割を占め、漁業の将来を担う人材の確保・育成とともに、漁船の海難等による死者・行方不明者は年間１００名を超え、漁業就業者の安全な職場環境の確保が急務となっています。
・水産資源の回復・管理を図ることは、水産政策の重要課題であり、減船等により資源水準に見合った漁業体制を構築していくことが必要となっています。

政策目標

○毎年度１，５００人の新規漁業就業者を確保
○毎年度、資源管理計画に基づく減船等の実施目標を１００％達成

＜主な内容＞

１．漁業を担う人材の確保

漁業への新規就業・後継者育成を促進するため、漁業チャレンジ準備講習や漁業就業相談会の開催、漁業現場での長期研修（※）等を支援します。
※受入漁家の研修指導への助成：9.4～28.2万円／月以内(就業形態による) 実施規模：270人程度

漁業担い手確保・育成対策事業　４４８（１，１０２）百万円
効率的・安定的沿岸漁業促進事業　７０（８６）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体等

２．漁船の安全操業の確保

漁業者の安全確保のため、ライフジャケットの着用推進、漁船員に海技士免許等を取得させるための講習会の実施等を支援します。

漁船安全操業対策事業　３０（５６）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

３．資源管理計画に基づく減船等の支援

資源水準に見合った漁業体制の構築を促進するため、資源管理計画に基づき漁業者が自主的に行う減船等の取組を支援します。

水産業体質強化総合対策事業のうち再編整備等推進支援事業　１５６（８５０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

４．漁船漁業の収益性向上等

高性能漁船と高度な品質管理手法の導入等により、漁船漁業の収益性を高める取組を支援します。

漁業構造改革総合対策事業
（既存基金活用：平成２１年度基金措置額２５，３０４百万円）

お問い合わせ先：
１～３の事業　水産庁企画課　（０３－３５０２－８４１５（直））
４の事業　水産庁沿岸沖合課（０３－３５０２－８４６９（直））

漁船漁業・担い手確保対策事業

平成23年度概算決定額
918百万円

現　状

○ 漁業就業者は、10年間で3割減少し、約20万人にまで減少。65歳以上が約4割を占める。
○ 漁船漁業は、我が国漁業生産の約7割を占める。

漁業を担う人材の確保

・経験ゼロから始めても漁業に就けるトータルサポートの提供

就業関連情報の提供	講習・体験	漁業就業相談会	漁業現場での長期研修	ベーシックスキル
HP等での情報の提供等	就業のための体験漁業等	就業希望者と漁業者とのマッチング	実践的な長期研修を実施	漁業経営に必要な技術の習得支援

→ 就業

将来を担う沿岸漁業就業者の育成

・漁業技術・経営管理等の研修等
・青年・女性グループ活動の支援

安全操業の確保

・漁業者の事故防止策や自己救命策の習得
・漁船員の安全操業技術の向上

→ 毎年度1500人の新規就業者を確保

資源管理計画に基づく減船等の支援

・漁業者が自ら行う減船等の取組を推進

→ 資源管理計画に基づく減船等の実施目標を100%達成

漁船漁業の収益性向上等

・高性能漁船と高度な品質管理手法の導入等により、漁船漁業の収益性を高める取組を支援

地域が一体となった漁獲から製品・出荷に至る計画の策定

計画に基づき、収益性向上の実証事業を行う漁業者等に対し、必要な経費（用船料、燃油代及び資材費等）について、3年を上限に支援

【既存基金活用：平成21年度基金措置額25，304百万円】

→ 収益性向上

漁場環境保全・被害対策事業

【５，０４９（１２，７６４）百万円】

対策のポイント

・大型クラゲ等の有害生物被害対策等、漁場造成技術の開発や赤潮対策等による漁場保全等を推進します。
・漁業者等が行う藻場･干潟等の保全活動を支援します。

＜背景／課題＞

・我が国周辺水域の漁場環境は、大型クラゲ等の有害生物や赤潮の出現、不法投棄漁具や漂流・漂着ゴミの発生などで著しく悪化しており、国として緊急に、有害生物等による漁業被害の防止、不法投棄漁具や漂流・漂着ゴミ対策、漁場造成技術の開発、漁場油濁被害対策等により漁場保全や被害の防止・軽減を図っていくことが必要です。
・水産資源の保護･培養や水質浄化等で重要な役割を果たす藻場･干潟等は、環境変化等によりその減少や機能低下がみられているため、これらを保全するために漁業者等が行う取組を推進することが必要となっています。

政策目標

○大型クラゲ等の有害生物による漁業被害を平成21年度レベル(被害件数：延べ55,628件)以下に抑制（平成23年度）
○不法投棄漁具の回収等により、ズワイガニ資源132トンの回復及び回収漁場における今後10年間の漁獲金額約25億円の増加（平成23年度）
○1.7万ｈａの藻場・干潟等の保全活動の実施により、年間1400トンの沿岸漁業の漁獲量減少を抑止（平成23年度）

＜主な内容＞

１．有害生物漁業被害防止総合対策事業　　７２２（１，９１２）百万円

大型クラゲ等の有害生物について、混獲回避漁具の導入促進、駆除、陸上処理、日中韓による大型クラゲ国際共同調査等の対策を総合的に支援します。

（補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体等）

２．漁場環境・生物多様性保全総合対策事業　　９４５（１，１３９）百万円

漁場環境や生物多様性の保全のため、赤潮被害対策などの各般の対策を総合的に推進するとともに、鉄鋼スラグを利用した漁場環境修復技術の開発等を行います。

（補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体等）

３．漁場機能維持管理事業　　２，３９０（２，５０７）百万円

韓国・中国等外国漁船の投棄漁具の回収・処分、緊急避泊対策等の外国漁船対策や漂流･漂着ゴミ対策を支援します。

（補助率：定額、１／２以内、２／５以内、１／３以内
事業実施主体：民間団体）

４．環境・生態系保全対策　　５８８（７６１）百万円

国民への水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：地域協議会、都道府県、市町村、民間団体）

（お問い合わせ先：
１、２の事業　水産庁漁場資源課　（０３－３５０２－８４８６（直））
３の事業　水産庁沿岸沖合課　（０３－６７４４－２３９３（直））
４の事業　水産庁計画課　（０３－３５０１－３０８２（直））

漁場環境保全・被害対策事業

平成23年度概算決定額
5，049百万円

- 有害生物による被害の防止
  （クラゲ、ザラボヤ、トド等の有害生物の監視、駆除、混獲回避漁具の導入）
- 生物多様性の保全
  （生物多様性や環境状況を評価するための手法の開発、希少生物の保全）
- 赤潮対策
  （被害防止のための赤潮監視と漁業者への通報、発生機構の解明）
- 漁場改善、増殖技術開発
  （海域・湖沼の漁場改善、サンゴ増殖技術、木材利用を促進する増殖技術、底質等改善技術、貧酸素水塊対策、成長段階に応じた漁場環境の形成）
- 油濁被害対策
  （油濁被害の拡大防止）
- 外国漁船操業等による被害対策
  （韓国・中国等外国漁船の投棄漁具の回収・処分、緊急避泊対策等の外国漁船対策や漂流・漂着ゴミ対策を支援）

- 環境・生態系保全対策
  （漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援）

→ 漁場環境の保全
→ 藻場・干潟等の保全

→ 持続的な漁業生産と国民への水産物の安定供給

赤潮・磯焼け緊急対策

【５，１００（０）百万円】

対策のポイント

資源管理・漁業所得補償対策の導入に合わせ、赤潮や磯焼けなどで悪化している沿岸漁場の環境改善を図る取組を支援します。

＜背景／課題＞

・八代海、有明海、橘湾においては、平成２１年に引き続き、平成２２年も大規模な赤潮が発生し、鹿児島県、熊本県及び長崎県の養殖業に大きな被害が発生しています。また、全国的に藻場が大規模に消失する磯焼けが進行するなど、沿岸漁場の環境が悪化しています。

・平成２３年度から適切な資源管理と漁業経営の安定を図る資源管理・漁業所得補償対策を導入するのに合わせ、赤潮や磯焼けなどで悪化している沿岸漁場の環境改善等を図り、漁業者が積極的に資源管理に取り組むことができる環境づくりを推進する必要があります。

政策目標

シャトネラ赤潮による漁業被害を平成２１年度レベル（被害尾数：２１０万尾）以下に抑制（平成２３年度）

＜主な内容＞

１．赤潮被害対策施設整備実証事業　　１，０００（０）百万円

沖合域に設置される浮魚礁・沖合養殖場の技術をベースとして、赤潮・波浪等を回避することを目的とした養殖施設、養殖用アンカー、消波施設等を作製・設置し、それら施設の実効性を検証します。

（補助率：定額
事業実施主体：水産業協同組合等）

２．赤潮対策底質改善実証事業　　３００（０）百万円

大規模な赤潮が発生した海域において、①覆砂をすることによりシスト（赤潮の発生源となる休眠細胞）の発芽を抑え込む、②海底耕耘によりシストを底泥に鋤き込み発芽を抑え込む、③機器を用いた薄層浚渫等によりシストを除去する、等により赤潮発生を防止するための実証を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県）

3．食圧分散のための海藻育成と基質面更新の複合対策事業　１００（　０）百万円

磯焼け発生海域において、新たな対策として有効と考えられる食圧分散のための海藻育成と着定基質の更新を複合的に実施し、その効果・有効性の検証を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：水産業協同組合等）

4．赤潮対策施設整備事業　３，７００（　０）百万円

赤潮発生時の代替養殖場のための施設整備、栄養塩不足等による漁場環境の変化に対応する経営体質の強化のための施設整備等を支援します。

（補助率：１／２以内
事業実施主体：市町村、水産業協同組合等）

（お問い合わせ先：
１の事業　水産庁栽培養殖課　（０３－６７４４－２３８３（直））
２の事業　水産庁計画課　（０３－６７４４－２３８７（直））
３の事業　水産庁整備課　（０３－６７４４－２３９０（直））
４の事業　水産庁防災漁村課　（０３－６７４４－２３９１（直））

赤潮・磯焼け緊急対策の概要

【平成23年度概算決定額　５，１００百万円】

背景

赤潮

へい死した養殖魚

九州海域において２年続けてシャトネラ赤潮による甚大な漁業被害が発生。

Ｈ２１：被害金額３３億円
Ｈ２２：被害金額５４億円

磯焼け

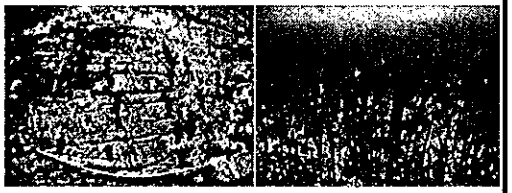

ウニによる食害　　魚による食害

藻場面積
207，615ha → 142，459ha
（昭和53年）　（平成10年）

20年で3割減少

①赤潮被害対策施設整備実証事業

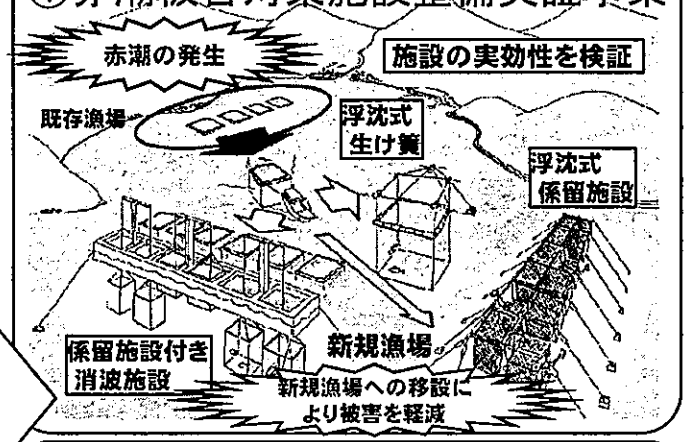

②赤潮対策底質改善実証事業

施工例

覆砂

海底耕耘

薄層浚渫

新たな赤潮対策の実証
・赤潮シスト（休眠細胞）の発芽抑制が期待できる工法の実施
・実施区と非実施区でシスト発芽状況を検証し、効果を実証

③食圧分散のための海藻育成と基質面更新の複合対策事業

海藻育成（イメージ）

高圧水による磯掃除

新たな磯焼け対策
・食害生物の摂食圧分散のための海藻育成
・海藻が入植しやすい状態に基質面を更新

④赤潮対策施設整備事業

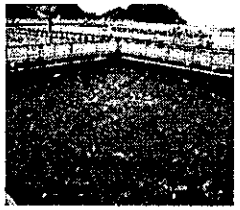

養殖施設

大型ノリ乾燥機

・赤潮対策のための養殖施設等の整備
・環境変化に対応できる経営体質強化

23年度からの資源管理・漁業所得補償対策の導入に合わせ、沿岸漁場の環境改善等を図る取組を支援し、漁業者が積極的に資源管理に取り組むことができる環境づくりを支援

増養殖対策

【１，１９８（１，６３７）百万円】

対策のポイント

早急に資源回復が求められる広域に分布・回遊する種の適地放流、クロマグロ養殖の技術開発等を総合的に推進します。

＜背景／課題＞

・我が国の漁業生産量がピーク時から半減している中で、国民への食料の安定供給等に資する観点から資源の増殖、養殖等の一層の推進が必要です。

政策目標

○平成23年度に放流するさけ・ます標識魚の回帰尾数を50万尾増加（平成27年度）
○クロマグロ養殖用種苗の100％を人工種苗で供給（平成32年度）
○カワウによるアユの食害を1500トン程度軽減（平成23年度）

＜主な内容＞

１．増殖に関する支援事業　　３８０（０）百万円

早急に資源回復・安定が求められ、都道府県の区域を越えて広域的に分布・回遊する種に対する適地放流等の支援や高品質なさけ・ます資源の効率的な造成を推進します。

種苗放流による資源造成支援事業　１４２（０）百万円
さけ・ます資源高品質化推進事業　２３８（０）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体

２．海面養殖に関する支援事業　　５１４（５８２）百万円

資源や環境にやさしいクロマグロ完全養殖の展開に必要な技術開発（良質卵を得るための親魚の選抜・養成技術等）、ノリの色落ち防止、養殖用飼料の安定的な確保、養殖生産に伴うリスク管理の高度化及び生産者による消費者に対する情報発信等を総合的に推進します。

海面養殖業振興対策　４１２（３５７）百万円
持続的養殖生産・供給推進事業　７９（１８０）百万円
漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業　２３（４５）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体等

３．内水面漁業振興対策事業　　３０４（３６８）百万円

内水面の漁業・養殖業について、カワウ・外来魚による被害の低減等の環境改善や資源増大等のための技術開発を推進します。

補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：水産庁栽培養殖課　（０３－３５０１－３８４８(直)]

資源調査・資源管理等

【３，６６３（３，８１１）百万円】

対策のポイント

適切な資源管理を行うために必要となる資源調査等の実施、漁獲可能量の管理を行うとともに、資源水準に見合った漁業体制構築の促進等を行います。

＜背景／課題＞

・低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進が重要課題となっている中、資源の調査・評価や漁獲可能量の適切な管理等の実施により科学的知見や漁業実態に則した適切な資源管理を行うことが必要となっています。

政策目標

○我が国周辺水域資源の漁獲量に対する資源評価対象魚種のカバー率を毎年度70％以上
○ＴＡＣ制度の適切な運用に必要な管理システムの利用率を毎年度99％以上
○国際機関や漁業協定に基づく資源管理措置の確実な実施による我が国国際漁業の漁獲量の維持（平成21年度：約54万トン）

＜主な内容＞

１．我が国周辺水域資源評価等推進事業・国際資源評価等推進事業

スルメイカ、マサバ、かつお・まぐろ類等の主要な水産資源について、科学的知見に基づく適切な資源管理に必要な資源調査・評価等を実施します。

我が国周辺水域資源評価等推進事業	１，４４０（０）百万円
国際資源評価等推進事業	１，１００（０）百万円

補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体等

２．合理的資源管理推進事業等

我が国周辺水域の主要資源について、漁獲可能量の適切な管理等を行います。

合理的資源管理推進事業	１９２（２０３）百万円
北方海域出漁者経営安定支援事業	５７（５７）百万円
漁業取締船能力及び放置漁具回収能力向上実践指導委託事業	１１（１２）百万円

補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体等

３．国際漁業・輸入管理強化推進事業等

漁獲証明制度等による輸入マグロ類の管理の強化を図るとともに、ＶＭＳ（衛星船位測定送信機）等による我が国の漁船の管理、国際管理措置に対応した操業の実証支援等を行います。

国際漁業・輸入管理強化推進事業	４３５（０）百万円
国際規制関係漁業経営安定パイロット事業	３６１（３５８）百万円
海外漁場持続的操業確保連携強化事業	４９（０）百万円
さけ・ます陸揚検査事業	１４（０）百万円
「ASEAN-SEAFDEC2020年に向けた食料安全保障のための持続的漁業会議」参加費	４（０）百万円

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

１の事業	水産庁漁場資源課	（０３－６７４４－２３７７（直））
２の事業	水産庁管理課	（０３－３５０２－８４３７（直））
３の事業	水産庁遠洋課	（０３－３５０２－８４７８（直））

漁村の活性化・再生支援

【１，４５２（１，５１６）百万円】

対策のポイント

・地域の創意工夫を活かした取組等による安全で活力のある漁村づくりを推進します。
・離島の漁業再生活動を支援します。

＜背景／課題＞

・漁村は、水産業の不振や生活・生産環境の立ち遅れなどから、就業機会の減少、人口の流出・減少、著しい高齢化といった問題が顕在化しています。
・一方、漁村は、新鮮で安全な水産物を安定的に供給する拠点として極めて重要であるとともに、都市住民との交流の場や海の公益的機能を維持・発揮するための拠点としての役割を果たしています。
・このため、地域における漁村活性化の取組の支援等、漁村の総合的な活性化対策が必要となっています。
・特に漁業が基幹産業である離島については、近年漁業の生産基盤が脆弱化していることから、離島の漁場の生産力の向上を図りつつ、地域の創意工夫により各島の特性を最大限に活用していくことが必要となっています。

政策目標

○全国約80の漁村における子ども受入れの実現及び約２割の漁村において体験漁業等の活性化の取組を開始（平成24年度まで）
○離島漁業就業者の平均漁業所得が同一都道府県内都市部の勤労者世帯有業者の平均勤め先収入を上回ること（平成26年度まで）

＜主な内容＞

１．漁村活性化活動支援　　１５２（１３７）百万円

多面的機能を有する漁村の活性化を推進するため、廃船となったFRP漁船の魚礁への活用等の妥当性を把握するための実証試験、子供たちの漁村受入れのためのガイドライン等活性化に役立つ各種指針の作成、取組の中核となる人材の育成等の条件整備を行い、各地において漁村活性化の活動が誘発されるよう支援します。

（補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体）

２．離島漁業再生支援交付金　　１，３００（１，３７８）百万円

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に交付金（1集落（25世帯相当）当たり340万円）の交付による支援を行います。

（交付率：定額
事業実施主体：地方公共団体）

（お問い合わせ先：
１の事業　水産庁計画課　（０３－３５０２－８４９２（直））
２の事業　水産庁防災漁村課　（０３－６７４４－２３９２（直））

漁村の活性化・再生支援

平成23年度概算決定額
1，452百万円

漁村活性化活動支援

廃船FRP漁船の魚礁等への活用実証事業	人工魚礁材としてのFRP廃船の有効性、経済性、耐久性等を検証するための実証試験を行い、FRP廃船の人工魚礁への活用マニュアルを作成
漁村地域力向上事業	漁村の地域資源の活用促進や教育の場としての漁村の活用等を通じた漁業・漁村の活性化を推進するため、子供たちの漁村受入れのためのガイドライン等活性化に役立つ各種指針の作成、取組の中核となる人材の育成等の条件整備を実施
地域水産業の活性化に向けた漁港高度利用促進事業	水産関係者等の多様な関係者の参画による拠点漁港の漁港施設等の機能・配置の再編・高度化手法の取りまとめを支援
遊漁船業安全対策等推進事業	遊漁船事故情報の収集・分析及び遊漁船業者等に対する安全講習会の実施、釣り人へのマナーの啓発を指導する釣り指導員の活動支援、水産資源及び水辺環境保護・保全のための釣り場清掃・種苗放流活動を実施
プレジャーボートの適正な係留・保管推進事業	放置艇対策を効果的に推進するための、プレジャーボートの適正な係留・保管推進方策の検討・取りまとめを実施

離島漁業再生支援交付金

共同で漁業再生活動に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金により支援
（1集落（25世帯相当）当たり340万円交付）

漁業再生活動

①集落協定の策定
②漁場の生産力の向上
（種苗放流、海岸清掃、植樹等）
③集落の創意工夫を活かした取組
（漁具漁法の開発、流通体制の改善等）

成　果

○各地の漁村において活性化の取組が活発化
○離島における漁業再生への取組が活発化

漁村の健全な発展

水産物加工・流通対策事業

【６５１（１，６６６）百万円】

対策のポイント

国産水産物の供給の平準化、加工原料の安定的な確保、品質管理体制の構築等を通じ、新鮮で安全・安心な国産水産物の安定供給及び漁業経営の安定を図ります。

＜背景／課題＞

・安全・安心な国産水産物の安定供給を図るとともに、漁業経営の安定を図っていくことが課題となっています。
・加工原料の安定的な確保のためには、国産の低・未利用魚を有効活用することが重要です。

政策目標

○消費地と産地との価格差を４倍以内に縮減（平成23年度）
○水産加工場におけるＨＡＣＣＰ導入件数15件／年、流通拠点漁港において衛生管理された水産物の出荷割合を概ね50％に向上（平成23年度）

＜主な内容＞

１．漁業者団体の買取り等による安定供給及び国産の低・未利用魚等の活用

５３０（６２９）百万円

水揚げ集中時に漁業者団体が水産物を買い取り、漁期外に放出して供給の平準化を図る場合において、買取代金の金利、水産物の保管及び加工等に必要な経費を支援します。また、水産加工業者が、加工原料として国産の低・未利用魚を有効に活用する取組を支援します。

国産水産物安定供給推進事業　３７１（４４３）百万円
水産物流通情報リアルタイム提供事業　９７（１０２）百万円
水産加工原料確保緊急対策事業　６２（８４）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体等

２．品質管理体制の構築　１２２（１３１）百万円

ＨＡＣＣＰに基づく品質管理のガイドラインの作成や講習会の開催、省エネルギー型衛生管理技術の開発等に必要な経費を支援します。

水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業　９３（９８）百万円
産地の省エネルギー衛生管理技術開発事業　２９（３３）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：　水産庁加工流通課　（０３－３５０２－４１９０（直））]

水産物加工・流通対策事業

平成23年度概算決定額
651百万円

国産水産物の利用促進

未利用・低利用魚の活用タイプ	国産の低・未利用魚を加工原料に活用
加工原料高度活用タイプ	本来の品質を活かしきれていなかった国産魚を高品質の加工原料に活用
環境配慮タイプ	廃棄されていた魚介類の部位等を加工原料に活用

水産加工業者が加工原料として、国産の低・未利用魚等を有効活用する取組を支援

品質・衛生管理体制の構築

総合的な検討	生産～消費を通じた水産物の総合的な品質・衛生管理方策の検討
地域ぐるみの取組支援	地域の漁業者、市場関係者、加工業者、消費者等が一丸となった品質・衛生管理の促進
品質・衛生管理水準の向上	ガイドラインの作成、講習会の開催、管理手法の高度化、施設認定による、品質・衛生管理体制の向上

水産物流通の全段階を通じた品質管理体制の構築

漁業者団体の買取による価格安定

漁業者 → 水揚げ → 産地市場 → 買取、保管 → 漁業者団体（助成） → 販売 → 実需者

水揚げ集中時の魚価安定のための取組を促進

需給・価格情報の提供

産地の水揚量、卸売価格等の水産物の需給・価格動向に関する情報を収集・整理し、広く国民にリアルタイムで提供

市場動向を踏まえた漁業者の効率的生産を促進

効果

○新鮮で安全・安心な国産水産物の安定供給と漁業経営の安定

強い水産業づくり交付金

【３，５５２（５，０４５）百万円】

対策のポイント

資源管理・漁業所得補償対策に併せて漁村の６次産業化を通じた産地における水産業強化の取組を支援します。

＜背景／課題＞

・水産資源の悪化、漁業者の減少と高齢化、燃油や飼料の高騰など、我が国水産業を取り巻く環境はかつてない厳しい状況にあります。
・漁村においても生活基盤整備の立ち遅れ、都市部への人口流出による急速な過疎化などにより、活力が低下しています。
・このため、漁村の６次産業化を通じて、漁業者が定住できる漁村の形成、漁業者の所得の向上等を図ることが重要となっています。

政策目標

９４地区において産地協議会による産地水産業強化計画を策定するとともに、計画の対象地域において事業所得等を向上（平成25年度）

＜主な内容＞

１．漁業者の共同利用施設整備等に対する支援

水産資源の回復、さけ・ます及び内水面漁業の資源増殖のための施設、漁業収益力や水産物流通機能の強化を図るための漁業者の共同利用施設、漁港漁場の機能向上のための施設の整備等を支援します。

（対象施設）種苗生産施設、荷さばき施設、岸壁等の軽労化施設等

強い水産業づくり交付金　３８８（５，０４５）百万円
交付率：定額（定額、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合、民間団体等

２．漁村の６次産業化を通じた産地の水産業強化の取組に対する支援

（１）漁村において、漁業者団体、市町村、関係者から構成される協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、所得の向上、地先資源の増大、漁業の６次産業化等に資する取組に対して支援します。

（２）（１）に加え、「産地水産業強化計画」の実現のために必要となる施設の整備・再編について支援します。

産地水産業強化支援事業　３，１６４（　０）百万円
交付率：（１）定額（1/2以内）、（２）定額（1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内）
事業実施主体：（１）産地協議会、（２）市町村、水産業協同組合、民間団体等

〔お問い合わせ先：水産庁防災漁村課（０３－６７４４－２３９１（直））〕

技術開発・普及推進事業

【５２４（１，０９０）百万円】

対策のポイント

・電動漁船などによる二酸化炭素排出量の大幅削減及び漁船の安全性向上のための技術開発を実施します。
・水産分野の地球温暖化対策として、温暖化に適応した養殖品種の開発及び藻場・干潟の炭素吸収機能の評価等を実施します。

＜背景／課題＞

・漁船漁業は、化石燃料に大きく依存するとともに、多くの人命を失う転覆事故等が多発しています。また、我が国周辺の海面水温は過去１００年間で世界の海洋全体の２倍強の割合で上昇しており、水産分野における地球温暖化対策が必要です。
・これらに対応する技術の開発や開発した技術の漁業現場への普及が緊急の課題となっています。

政策目標

大幅な二酸化炭素削減効果のある技術を開発し、当該漁船における１０％以上の省エネ・省コストを実現（平成25年度まで）

＜主な内容＞

１．漁船等の省エネルギー化、安全確保を促進する技術の開発

二酸化炭素排出量の大幅削減に資する電動漁船の開発、漁船の安全性向上のための船体改造技術の開発等を行います。

漁船等環境保全・安全推進技術開発事業　３１２（７３４）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

２．水産分野の地球温暖化対策、バイオマス資源の利活用技術の開発

温暖化に適応した養殖品種の開発、藻場・干潟の炭素吸収機能の評価を行います。また、未利用水産資源（海藻）からバイオマス燃料を生産する技術開発を行います。

地球温暖化対策推進費　８２（１８７）百万円
水産業振興型技術開発事業　４６（７７）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

３．技術等の漁業現場への普及

開発した技術等を水産業普及指導員により漁業現場に普及し、沿岸漁業等の生産性の向上、漁家経営の改善等を図ります。

水産業改良普及事業交付金　８４（９１）百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

［お問い合わせ先：水産庁研究指導課　（０３－３５０２－６７７３（直））］

技術開発・普及推進事業

【平成23年度概算決定額 524百万円】

背景

○ 漁船漁業は、化石燃料に大きく依存するとともに、多くの人命を失う転覆事故等が多発
○ 我が国周辺の海面水温は過去100年間で世界の海洋全体の2倍強の割合で上昇
○ これらの課題に対応する技術の漁業現場への普及が不可欠

漁船等環境保全・安全推進技術開発事業

312百万円(734百万円)

二酸化炭素排出量の大幅削減に資する電動漁船の開発

①関連機器における漁船特有の振動、衝撃、騒音、塩害対策等
②電動推進システム導入に適した漁業種類や操業方法の拡大

電動船外機の導入

漁船の安全性向上のための船体改造技術の開発

安全性向上のための改造指針を作成
⇩
安全性向上のための既存漁船の改造

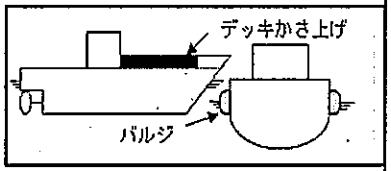

衛星情報(海面高度)による漁場探索技術の開発

漁船を長期に省エネ・低コストで使用するリニューアル技術の開発

デジタル通信により安全情報等の的確な伝達を可能とする漁業無線システムの開発

安全・環境・労働などの国際基準に適応した次世代型漁船の検討・開発

地球温暖化対策推進費 82百万円(187百万円)
水産バイオマス 46百万円(77百万円)

温暖化に適応した養殖品種の開発（DNAマーカー等を活用した選抜育種技術）

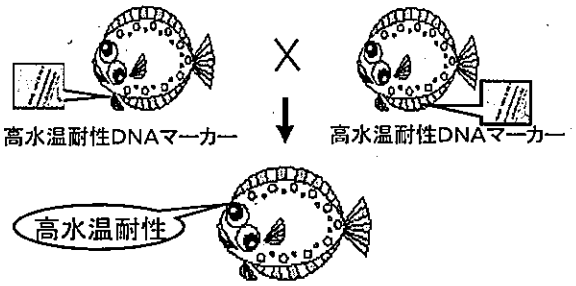

短期間で効率的に優良な形質を有する養殖品種を開発

藻場・干潟の炭素吸収機能の評価

海藻からのバイオマス燃料の生産やヒトデ等から有用物質を抽出する技術の開発

水産業改良普及事業交付金

84百万円(91百万円)

これらの技術開発成果を水産業普及指導員により漁業現場に普及

水産基盤整備事業（公共）

【７２，３６７（８２，２２７）百万円】

対策のポイント

・水産資源の回復と水産生物の生活史に対応した豊かな生態系の生息環境整備を図るため、水産環境整備を推進します。
・安全・安心な水産物の安定供給を支える流通拠点漁港における衛生管理対策を推進します。

＜背景／課題＞

・我が国周辺水域では水産資源の多くが低位となっており、また、藻場・干潟の減少や磯焼けの進行等により、水産動植物の生育環境が悪化しています。
・我が国水産物の流通拠点となる漁港において、陸揚げ岸壁、荷さばき所等施設の衛生管理対策、老朽化対策が急務となっています。

政策目標

○漁場整備により水産物を概ね14.5万トン増産（平成23年度まで）
○高度衛生管理される水産物の出荷割合を23%から概ね50%に向上（平成23年度まで）
○陸揚げ岸壁が耐震化される漁港の割合を9%から40%に向上（平成23年度まで）

＜主な内容＞

１．水産環境整備の推進

沖合資源の増大を図るフロンティア漁場整備、水産生物の生活史に対応した良好な生活環境整備として藻場・干潟から沖合域までを一体的に整備する水産環境整備事業を推進します。

フロンティア漁場整備事業　２，５００（１，３００）百万円
負担率：１０／１０（うち都道府県１／４）
事業実施主体：国

水産環境整備事業　９，４９７（８，９３６）百万円
補助率：１／２等
事業実施主体：地方公共団体

２．流通拠点漁港における衛生管理対策の推進

特定第３種漁港をはじめとする全国の流通拠点漁港において、安全・安心な水産物の安定供給と老朽化対策を図るため、高度衛生管理型荷さばき所、岸壁等の整備を推進します。

直轄漁港整備事業　１２，９３４（１４，６８４）百万円
負担率：１０／１０（うち漁港管理者２／１０等）
事業実施主体：国

水産流通基盤整備事業　１５，５５５（１５，１８０）百万円
補助率：２／３、１／２等
事業実施主体：地方公共団体

［お問い合わせ先：水産庁計画課（０３－３５０１－８４９１（直））］